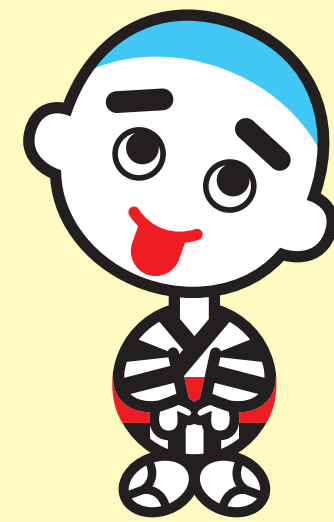


四日市市にお住まいの方へ



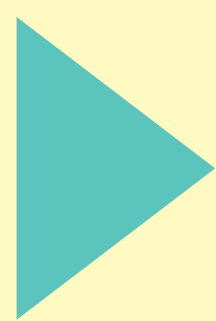
令和6年9月～

子ども医療費助成 対象年齢を拡大!

変更前
令和6年
8月末まで

15歳

到達後の年度末
(中学校修了まで)



変更後

令和6年
9月から

18歳

到達後の
年度末



県内の医療機関 窓口負担無料

※柔道整復等、一部対象外の医療機関があります。

受診される際に必要なもの

1 子ども医療費
受給資格証

2 診察券・
保険証等

※子ども医療費受給資格証を提示して受診する場合が対象です。

忘れずにお持ちください!

ただし、次のときは窓口無料になりません。

- ①子ども医療費受給資格証を窓口で提示しなかったとき
- ②紹介なしの200床以上の病院での初診等で選定療養費がかかるとき
- ③国民健康保険加入の方で入院等の際に限度額適用認定証を窓口で提示しなかったとき

以下の場合もご注意ください。

- ①保険外診療分や入院時の食事代または独立行政法人 日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となるものについては、子ども医療費の助成を受けられません。
- ②市外へ転出する場合は、受給資格証を速やかに返還してください。

適正な受診にご協力ください。

窓口無料化を将来にわたって継続するために、同じ病気でいくつもの医療機関にかかる「はしご受診・重複受診」や、急病などやむを得ない場合以外で夜間・休日に受診する「コンビニ受診」は避けましょう。

お問い合わせは
四日市市 こども保健福祉課 給付係

TEL 059-354-8083